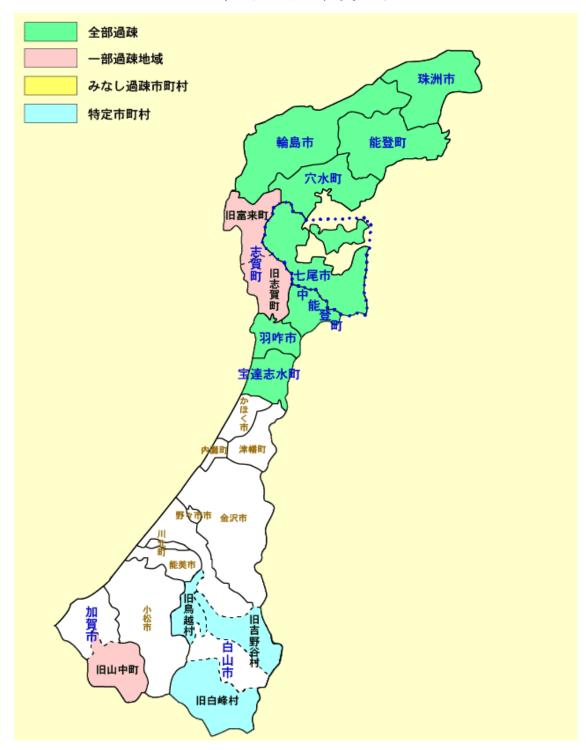
# 石川県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度~令和7年度)

令和3年12月 (令和5年7月改訂)

石 川 県

#### 石川県における過疎対象地域



<県内の過疎地域(令和4年4月1日現在)>

全部過疎地域···奥能登2市2町(輪島市、珠洲市、穴水町、能登町)、 七尾市、中能登町、羽咋市、宝達志水町

一部過疎地域・・・加賀市のうち、旧山中町 志賀町のうち、旧富来町、旧志賀町

※白山市のうち、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧白峰村については、過疎指定区域ではないものの、経過措置が適用されることから、本計画の対象区域とする。

# 目 次

(	基本的な事項 1)持続的発展の基本方針 2)目標 3)計画の達成状況の評価に関する事項 4)計画期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1 1 1 1
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
3	産業の振興	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
4	地域における情報化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	Ο
	交通施設の整備及び交通手段の確保 1)国道、県道及び市町道の交通施設の整備 2)交通手段の確保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1 1	1
6	生活環境の整備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6
8	医療の確保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
9	集落の整備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
1 0	地域文化の振興等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
1 1	再生可能エネルギー導入の推進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
1 2	過疎地域に対する行財政上の援助		•	•	•	•	•	•	•	•	1	8

#### 県が過疎地域の市町に協力して講じようとする措置の計画

#### 1 基本的な事項

#### (1) 持続的発展の基本方針

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき持続的発展の支援を図ることが必要な地域は、白山麓地域(1市)、加賀地域(1市)、中能登地域(2市3町)、奥能登地域(2市2町)の11市町である。

これらの地域はいずれも人口の減少が依然として続いており、地域の少子化、高齢化に伴い、若年者比率の低下及び高齢者比率の上昇が進行している。

過疎地域においては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法施行以降、これまで5次に わたり過疎対策法が制定され、交通通信体系及び生活環境施設の整備、雇用の増大を図る ための産業の振興が進められてきたが、依然として地域格差を是正するには至っていない のが現状である。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行にあたり、県は、これらの現状と問題点を踏まえて、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図るため、過疎地域持続的発展方針を策定したところである。

この県方針を踏まえ、過疎地域の持続的発展に資する施策について、県が過疎地域の市町に協力して講じようとする措置について、計画を策定する。なお施策の実施にあたっては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条第3項に定める、過疎地域の市町の区域を超える広域にわたる施策、市町相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。

#### (2)目標

令和2年に改定された「第2期いしかわ創生総合戦略」の基本目標のうち、

本県人口の転入出数 転出超過2,556人 (R1) → ±0人 (R6)

を本計画の目標とする。ただし、いしかわ創生総合戦略が改定された場合は、改定後の数値をもって本計画の目標とする。

(3) 計画の達成状況の評価に関する事項 毎年度、いしかわ創生総合戦略における年次評価と一体的に検証を行う。

#### (4) 計画期間

計画期間は5年間とし、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

#### 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

過疎地域の持続的な発展に向けては、東京圏をはじめとする三大都市圏への人口流出が続いている状況に、石川に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現することで、歯止めをかけていく必要があり、そのための施策を推進する。

また、地域の活力を育むため、地域に誇りと愛着を持ち、地域づくり活動の核となる人材や地域づくり団体を育成する必要があり、そのための施策を推進する。

事	業 名	事 業 内 容	市町名
移住0	D促進	○ 移住希望者への情報発信 本県での暮らしの魅力をPRする移住セミナーや、 移住に係る関係機関を一堂に集めた「いしかわUIタ ーン大相談会」を市町と連携して開催する。	県内全域
		○ 移住体験機会の提供 本県での暮らしの魅力が実際に体験できる移住体験 機会の提供に取り組む。	県内全域
		<ul><li>○ 地域の受け入れ体制の充実 「いしかわ移住パスポート制度(Iパス)」により、移住の際の経済的負担の軽減を図る。</li></ul>	県内全域
		<ul><li>○ いしかわ応援団(関係人口)の創出・拡大 本県に滞在しながら地域住民との交流や地域活動へ の参加を通じて、地域の魅力を体感いただく「いしか わステイサポート事業」を実施する。</li></ul>	県内全域

# 3 産業の振興

地域の産業を振興し雇用機会を創出することにより、地域住民に安定した収入を確保することが過疎地域の持続的発展にとって最も重要なことであり、そのための産業振興を推進する。

事業名		事 業	内	 容	市町名
7/0		<b>f</b> /	1 4	711	111,120
農林水産	$\bigcirc$	県営ほ場整備事業			
業の振興		ほ場の大区画化・汎り	甲化、担	い手の育成	
(農業の		相神地区	受益面	積 92.7ha	志賀町(旧富来町の区域)
振興)		鹿頭地区	IJ	41. 5ha	志賀町(旧富来町の区域)
		西谷内・古江地区	IJ	42.8ha	七尾市
		藤瀬地区	IJ	20. 5ha	七尾市
		鵜浦地区	IJ	39. 8ha	七尾市
		吉野屋地区	IJ	18. 2ha	宝達志水町
		下唐川地区	IJ	15. 5ha	穴水町
		鳥越大日地区	IJ	29. 2ha	白山市(旧鳥越村の区域)
		矢田地区	IJ	15. 9ha	志賀町(旧志賀町の区域)
		坪野地区	IJ	23. 5ha	志賀町(旧志賀町の区域) 、羽咋市
		宇留地地区	IJ	26. 9ha	穴水町
		天坂・久田地区	IJ	26. 5ha	能登町
		下吉谷地区	IJ	52. 1ha	白山市(旧鳥越村の区域)
		三引地区	IJ	25. 6ha	七尾市
		能登島長崎地区	IJ	14. 3ha	七尾市
		柴垣地区	IJ	11. 6ha	羽咋市
		東増穂東部地区	IJ	65. 1ha	志賀町(旧富来町の区域)
		町野北部地区	IJ	34. 1ha	輪島市
		瑞穂地区	IJ	27. 1ha	能登町
		柳田中央第2地区	IJ	21. 3ha	能登町
		大日中央地区	IJ	50. 6ha	白山市 (旧鳥越村の区域)
		熊木地区	IJ	25. 8ha	七尾市
		中能登北部地区	IJ	22. 5ha	中能登町
		里地区	IJ	18. 2ha	輪島市
		本郷地区	IJ	30. 5ha	輪島市
		瑞穂第2地区	IJ	12. 3ha	能登町
		大箱地区	IJ	6. 7ha	能登町
		十郎原地区	IJ	12. 1ha	能登町
		東三階地区	IJ	15. 8ha	七尾市
		深江・三ツ屋地区	IJ	37. 5ha	羽咋市
		越路南部地区	IJ	34. 0ha	中能登町
		本郷第2地区	IJ	13. 7ha	輪島市
		尾山地区	"	49. 5ha	輪島市
		藤ノ瀬地区	IJ	42. 6ha	能登町
		佐味地区	"	31. 0ha	七尾市
		志加浦南部地区	"	62. 3ha	志賀町(旧志賀町の区域)
		宇治・森腰地区	"	29. 5ha	珠洲市
		上町地区	IJ	27. 2ha	能登町

事業名	事業内	容	市町名
農林水産 業の振興 (農業の 振興)	<ul><li>○ いしかわ農業参入支援ファンド 農業参入、規模拡大により耕作 然防止含む)の解消を目指す法。 の支援 基金総額:200億円(県7 金融機関123億円</li></ul>	作放棄地(未 人、企業等へ 7億円、地元	県内全域 ただし、中山間地域 (県指定)及びG I AHS(世界農業遺産)認定地域)
	<ul><li>いしかわ里山振興ファンド事業 地域資源を活用した生業の創品 開催への支援 基金総額:180億円(県30 金融機関150億円</li></ul>	0 億円、地元	県内全域 ただし、中山間地域 (県指定)及びG I AHS(世界農業遺産)認定地域)
	○ 農業人材確保・定住促進事業 本県への就農・定住に向けた利 発信、新規就農者の掘り起こし 進支援など		県内全域
	○ ブランド品目生産拡大加速化事業 ルビーロマン、エアリーフロー ずく、のとてまり(のと115) 貝の生産量の拡大に必要な機械	ーラ、加賀し 、能登とり	県内全域
	○ 農業機械支援・ 下記農業の ・ 百万→ 本 ・ 百万→ など 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	目生 収力 音を用 のコ等 の備 に で は で は で は で は で は で で で で で で で で で	県内全域

事業名		事 業 内 容	市町名
農林水産 業の振興 (林業の 振興)	0	森林整備地域活動支援事業 森林組合等が行う森林調査、境界の測量 森林経営計画作成への合意形成活動等を支	- •
100//	0	森林環境保全直接支援事業 施業地を集約化し、計画的に行う植栽、 刈り、間伐等の森林整備を支援	県内全域 下
		森林整備・林業活性化事業 ・木材加工流通施設等整備 →高性能林業機械や木材加工流通施設整備 ・間伐材生産 →木材加工施設に原木を安定供給するめに行う間伐材の生産を支援 ・路網整備 →間伐材の生産、搬出に必要な林内路の整備	った
″ (水産業	0	大型魚礁設置事業 魚礁設置、自動海洋観測ブイ設置	輪島市、珠洲市、 能登町、七尾市
の振興)	0	人工礁漁場造成事業 魚礁設置、自動海洋観測ブイ設置	輪島市、羽咋市、 能登町
	$\circ$	広域型増殖場造成事業 増殖場造成	輪島市、穴水町、 七尾市
	$\circ$	漁港修築事業 富来漁港 護岸嵩上・岸壁	志賀町(旧富来町の区域)
		漁港改修事業 富来漁港 岸壁(改良) 舳倉島漁港 岸壁(改良)・防波堤(改良) 狼煙漁港 岸壁(改良)・防波堤(改良) 高倉漁港 岸壁(改良)	
	0	漁港局部改良事業 蛸島漁港 岸壁(改良)	珠洲市
	0	海岸保全施設整備事業 狼煙漁港 護岸(補修)	珠洲市

事業名	事業內	容市町名
農林水産 業の振興 (水産業 の振興)	○ 漁港機能保全事業 鹿磯漁港 泊地浚渫等 舳倉島漁港 防波堤(補修)等 狼煙漁港 泊地浚渫等 高倉漁港 防舷材補修等	輪島市 輪島市 珠洲市 能登町
	○ 県単漁港改良事業 富来漁港 鹿磯漁港、舳倉島漁港 狼煙漁港、蛸島漁港 高倉漁港 舗装工・側溝工等	志賀町(旧富来町の区域) 輪島市 珠洲市 能登町
	○ 県単漁港修繕事業 富来漁港 鹿磯漁港、舳倉島漁港 狼煙漁港、蛸島漁港 高倉漁港 護岸補修・舗装補修等	志賀町(旧富来町の区域) 輪島市 珠洲市 能登町
	○ 県単漁港維持補修事業 富来漁港 鹿磯漁港 狼煙漁港、蛸島漁港 高倉漁港 緑地管理等	志賀町(旧富来町の区域) 輪島市 珠洲市 能登町
# (畜産業 の振興)	<ul><li>○ 畜産酪農収益力強化総合対策基金 増頭のための畜舎等の整備や省 整備</li></ul>	

事業名		事業內容	市町名
商工業の 振興 (地場産 業の振 興)	0	いしかわ成長戦略ファンド事業 新技術・新製品開発から身近な新商品・新 サービス開発まで総合的に支援 基金総額700億円(中小機構100億円、 県220億円、県内金融機関380億円)	県内全域
	0	中小企業新製品ブランディング促進事業 ブランド化のために戦略的な支援を行うこ とで、価格競争に巻き込まれない差別化され た製品づくりとブランド戦略の策定を促進	県内全域
	0	山中漆器産業技術センター運営事業 後継者の育成、技術指導	加賀市(旧山中町の区域)
	0	いしかわ伝統工芸フェア開催費補助金 首都圏での販路開拓を目的に、県内36業 種の伝統的工芸品を一堂に集めた合同見本市 の開催に対する助成	県内全域
" (企業誘 致対策)	0	企業誘致関連補助金(最大50億円を助成) 企業立地促進補助金 工場等の新設・増設に対して助成 本社機能等立地促進補助金 本社機能施設の新設、増設を行った企業 に対して助成 創造的産業等立地促進補助金 産業高次機能施設、空港・港湾活用工 場、独自技術保有工場等の事業場の新設 又は増設に対し助成 いしかわサテライトオフィス立地促進補助金 サテライトオフィスの新設又は増設に対 し助成	県内全域
	0	誘致企業産学連携研究開発補助金 誘致企業が行う本県大学・企業との共同研 究に対して助成	県内全域
	0	企業立地促進融資 企業立地に必要な設備資金を円滑に供給す ることにより、県外企業等の本県への立地促 進を図る。	県内全域

事業名		事業內容	市町名
商工業の 振興 (起業の 促進)	0	スタートアップ創出基盤構築事業 ビジネスプランコンテストや伴走支援によ り、スタートアップの発掘から事業拡大まで 切れ目なく支援	県内全域
# (商業の 振興)	0	商業活性化推進基金事業 商店街等の活性化のために行う、調査の実 施や計画の策定、イベントの実施、空き店舗 対策、人材育成、地域課題への対応、魅力向 上への取り組みについて支援	県内全域
観光の振興及び交流の促進	0	白山ろくテーマパーク整備事業 事業認可面積 35.1ha 主要施設 園地、水辺自然観察園、 野外体験広場	白山市(旧吉野谷村、旧鳥越村の区域)
	0	能登歴史公園整備事業 事業認可面積 54,4ha 主要施設 園路、広場、駐車場、 公園センター等	七尾市、中能登町
	0	能登の旅情報センター運営費 能登空港ターミナルビル内における観光情 報の発信	輪島市

事業名		事	業	内	容	市町名
その他		港湾改修事業 小木港 宇出津港 滝港 七尾港		防波堤 防波堤 防波堤 防波堤、	岸壁	能登町 能登町 羽咋市 七尾市
	0	港湾補修事業 小木港 宇出津港 飯田港 輪島港 福浦港 七尾港		防波堤、 物揚場、 物揚場 物揚場場、 物揚場	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	能登町 能登町 珠洲市 輪島市 志賀町 七尾市
	0	港湾環境整備事 七尾港 七尾港	業	廃棄物場 防災緑地		七尾市七尾市
	0	港湾海岸高潮対 七尾港 七尾港	策事業	離岸堤 護岸		七尾市七尾市
	0	海岸侵食対策事 押水羽咋海岸 増穂浦海岸 穴水海岸 宝立正院海岸 珠洲西海海岸		人工リー 人工リー 護岸補値 護岸補値	多工 多工	羽咋市 志賀町 穴水町 珠洲市 珠洲市

## 4 地域における情報化

過疎地域における情報通信技術の利用機会の格差の是正に取り組むとともに、産業や物流、地域公共交通、医療や教育といった多様な分野での情報化を推進し、地域住民の生活の利便性向上に努める。

T-1, 1 -	<u></u>	, - > 0	20				
事	業	名	事	業	内	容	市町名
医卵	寮の充	芝実	診療情報につ	所が電子カ いて、IT 「等と共有し	ルテとして を活用して 、医療機関	保管している 他の医療機関 相互の連携や	県内全域

## 5 交通施設の整備及び交通手段の確保

# (1) 国道、県道及び市町道の交通施設の整備

過疎地域における基幹的な道路の整備を行い、交通ネットワークの確保を図る。

事業名	事業内容	市町名
国 道		
(知事	(1) 改築 4路線 26,270m	
管理分)	国道249号若山拡幅	珠洲市
	国道249号輪島バイパス 〃6.5(14.5)m 〃 1,300m	輪島市
	国道249号大野町~名舟町 " 6.0(11.0)m " 8,000m	輪島市
	国道249号縄又道路 " 6.0(11.0)m " 500m	輪島市
	国道249号黒島道路 〃 6.0(11.0)m 〃 980m	輪島市
	国道249号腰細~大泊 〃6.0(11.0)m 〃 830m	輪島市
	国道249号川尻 "6.0(8.5)m " 290m	穴水町
	国道249号中居 "6.0(8.5)m " 380m	穴水町
	国道249号外田岸道路 #6.0(11.5)m # 990m	七尾市
	国道249号直海荒屋道路 " 6.5(9.5) m " 3,760m	志賀町(旧富来町の区域)
	国道249号米町川橋 "6.5(12.0)m " 950m	志賀町(旧志賀町の区域)
	国道415号羽咋バイパス	羽咋市
	国道157号吉野拡幅 "6.5(10.5)m "2,200m	自山市(旧吉野谷村の区域)
	国道364号栢野 "6.0(11.0)m " 960m	加賀市(旧山中町の区域)
県 道	(1)改築 47路線 245,886m	
	穴水剱地線(穴水町宇留地~越渡) 幅員 5.5(7.0)m 延長 15,600m	穴水町
	能都穴水線(穴水町字鹿波) 〃 5.5(7.0) m 〃 940m	穴水町
	珠洲穴水線(穴水町字藤巻~下出) " 5.5(7.0) m " 2,370 m	穴水町
	鮭尾比良線(穴水町字藤住~比良) // 5.5(7.0) m // 4,200m	穴水町

事業名	事 業 内 容	市町名
県 道	本町線(穴水町川島) 〃 6.0(8.0)m 延長 150m	穴水町
	能都穴水線 (穴水町岩車) " 5.5(7.0)m " 940m	穴水町
	大谷狼煙飯田線(寺家バイパス) 幅員 6.0(8.5)m " 2,060m	珠洲市
	大谷狼煙飯田線(蛸島~正院町小路) <i>"</i> 6.0(8.5)m <i>"</i> 2,500m	珠洲市
	折戸飯田線(東山中町~正院町岡田) 〃 5.5(7.0)m 〃 3,030m	珠洲市
	珠洲里線(若山町上山) " 5.5(7.0)m " 4,100m	珠洲市
	高屋出田線(広栗橋) " 6.0(8.5)m " 150m	珠洲市
	大谷狼煙飯田線(馬緤町~三崎町雲津) 〃 5.5(7.0) m 〃 32,700m	珠洲市
	高屋出田線(笹波町~若山町鈴内) " 5.5(7.0) m " 3,000m	珠洲市
	珠洲穴水線(宝立町柏原~大町) n 5.5(7.0)m n 7,200m	珠洲市
	栗津正院線(正院町平床) // 5.5(7.0) m // 170m	珠洲市
	大屋杉山線(三崎町大屋~杉山) 〃 5.5(7.0)m 〃 2,765m	珠洲市
	上黒丸大谷線(若山町上黒丸~吉ケ池) <i>n</i> 5.5(7.0)m <i>n</i> 1,500m	珠洲市
	内浦柳田線(珠洲道路) 〃 7.0(14.0)m 〃1,200m	能登町
	宇出津町野線(能登町上町) // 6.0(8.5) m // 2,000 m	能登町
	能都内浦線(真脇) " 6.0(8.5)m " 1,180m	能登町
	与呂見藤波線線(能登町宇加塚~藤波) " 5.5(7.0)m " 3,500m	能登町
	輪島山田線(能登町鮭尾~山田) " 5.5(7.0)m " 3,900m	能登町
	鈴ケ嶺矢波線(能登町鈴ケ嶺~久田) " 5.5(7.0)m " 1,100m	能登町
	内浦柳田線(能登町上) " 6.0(8.0)m " 980m	能登町
	珠洲穴水線(能登町桐畑~当目) // 5.5(7.0) m // 9,500m	能登町
	柳田里線(能登町日詰脇~輪島市里) <i>n</i> 5.5(7.0)m <i>n</i> 8,900m	輪島市、能登町
	輪島山田線(輪島市三井町本江~能登町太田原) 〃 5.5( 7.0) m 〃 9,900 m	

事業名	事業內容	市町名
県 道	輪島山田線(本江) 〃 6.0(11.5)m 延長 700m	輪島市
	宇出津町野線(粟蔵)〃 6.0(11.0)m 〃 450m	輪島市
	輪島浦上線(輪島市鵜入~門前町浦上) 幅員 5.5(7.0)m "14,000m	輪島市
	輪島富来線(輪島市二俣~門前町二叉川)	輪島市
	輪島浦上線(輪島市鵜入町) n 5.5(7.0) m n 210m	輪島市
	珠洲里線(輪島市町野町川西~里) " 5.5(7.0) m " 5,000m	輪島市
	滝又三井線(輪島市空熊~三井) <i>n</i> 5.5(7.0) m <i>n</i> 2,800 m	輪島市
	五十洲亀部田線(輪島市上山~門前町井守上坂) 〃 5.5(7.0) m 〃 4,200m	輪島市
	穴水門前線(門前町内保) " 6.0(11.0)m " 1,020m	輪島市
	穴水剱地線(門前町山是清~剱地) // 5.5(7.0) m // 10,000m	輪島市
	河井町横地線(輪島市河井町~杉平町) // 6.0(14.0) m // 600m	輪島市
	池田江崎線(門前町椎木) " 5.5(7.0)m " 160m	輪島市
	福浦港中島線(中島町土川)	七尾市
	長浦中島線(中島町長浦~瀬嵐) " 5.5(7.0) m " 2,700m	七尾市
	田尻祖母浦半浦線(能登島二穴町) 〃 6.0(12.0) m 〃 1,300m	七尾市
	田尻祖母浦半浦線(能登島向田町) <i>n</i> 5.5(7.0) m <i>n</i> 2,200 m	七尾市
	外環状線(矢田町~万行町) 〃 6.5(16.5)m 〃 956m	七尾市
	百海七尾線(七尾外環狀道路) " 6.5(16.5) m " 1,100m	七尾市
	庵鵜浦大田新線(七尾市庵町) // 5.5(7.0) m // 400 m	七尾市
	池崎徳田線・徳田停車場線 (七尾市下町〜飯川町) #6.0(12.0)m # 1,000m	七尾市
	城山線(七尾市竹町~古城町) 〃 5. 5 (7. 0) m 〃 3, 800 m	七尾市
	輪島富来線(志賀町切留~東小室) 〃 5.5(7.0) m 〃 12,200m	志賀町(旧富来町の区域)
	羽咋田鶴浜線(志賀町上棚)〃 5.5(7.0) 〃 4,180m	志賀町(旧志賀町の区域)

事業名	事業內容	市町名
県 道	羽咋田鶴浜線(志賀町倉垣) " 6.0(11.0) 延長 310m	志賀町(旧志賀町の区域)
	白山公園線 (三ツ谷)	白山市(旧白峰村の区域)
	白山公園線(別当出合) 〃 5.5(7.0)m 〃 1,800m	白山市(旧白峰村の区域)
	白山公園線(白山市白峰) " 5.5(7.0)m " 1,600m	白山市(旧白峰村の区域)
	小松鳥越鶴来線(白山市数瀬町~渡津) ル 5.5(7.0) m ル 4,000m	白山市(旧鳥越村の区域)
	小松鳥越鶴来線(白山市上野町) 〃 6.0(11.0) m 〃 580m	白山市(旧鳥越村の区域)
	小松鳥越鶴来線(河合~瀬木野) " 6.0(9.5) m " 1,900m	白山市(旧鳥越村の区域)
	木滑釜清水線(三ツ屋野) 幅 6.0(11.0)m 〃 1,120m	白山市(旧鳥越村の区域)
	布橋出合線(白山市出合町) 〃 5.5(7.0)m 〃 2,195m	白山市(旧鳥越村の区域)
	我谷今立塔尾線(山中温泉荒谷) " 5.5(7.0) m " 150 m	加賀市(旧山中町の区域)
	温泉中央南線(加賀市山中温泉本町) <i>n</i> 6.0(13.0)m <i>n</i> 450m	加賀市(旧山中町の区域)
	のと里山海道(柳田IC~上棚矢駄IC) # 14.0(20.5) m # 9,600m	羽咋市、志賀町
	のと里山海道(今浜IC) 〃 6.5(8.0)m 〃 200m	宝達志水町
	若部千里浜インター線(飯山~尾長) " 6.0(14.0)m " 840m	羽咋市
	南通り線(川原町) " 6.0(15.0)m " 280m	羽咋市
	所司原神子原線(宝達志水町所司原~羽咋市菅池)	宝達志水町、羽咋市
	押水福岡線 (宝達)	宝達志水町
農道	向瀬杉野屋線(向瀬~杉野屋) " 5.5(7.0) m " 800m	宝達志水町
農道	新設 1路線 2,780m	
₩ <del>※</del>	能登外浦4期地区	輪島市
林道	新設 1,000m	
	白木峠線	白山市(旧白峰村の区域)

### (2) 交通手段の確保

公共交通機関の確保・充実を図るため、第三セクターであるのと鉄道㈱への助成とバスの運行対策を講じる。

また、舳倉島への唯一の公共交通であるへぐら航路㈱への助成を行う。

事	業	名		事	業	内	容	市町名
,	<i>&gt;</i> /C	Н		<b>J</b> .	<i>)</i>  C	1 4	TI .	(事業者名)
交通確保	:手段 :	(D)	0	のと鉄道運行 のと鉄道㈱ 設維持費等に	の運行維持	寺を図るため	り、鉄道基盤施	のと鉄道㈱
			0	運行欠損及び協調して助成	路線を維持で車両購入5 でするととで	するため、/ 費に対し、国 もに、バス事	ドス事業者等の 国や地元市町と 事業者等が行う して助成する。	県内全域
			0	鉄道軌道安全 のと鉄道か る設備整備事 る。	<b>輸送の安</b>	全を確保する	るために実施す	のと鉄道㈱
			0		唯一の公言 め、運行	<b>共交通である</b>	らへぐら航路㈱ こ、国や輪島市	へぐら航路㈱

#### 6 生活環境の整備

安全、安心な水道水の安定供給を確保するために耐震化・老朽化対策等を実施するととも に、生活排水処理施設の整備による生活環境の改善等を図る。

事 業 名	事   業   内  容	市町名
水の確保	○ 水道施設耐震化等事業補助金 市町等が行う水道施設の耐震化の取り組みや老 朽化対策及び広域化に係る事業に対し、予算の定 めるところにより補助する。	県内全域
汚水の処理	<ul><li>○ 生活排水処理施設整備普及促進費補助金 市町が行う下水道、農業集落排水施設及び浄化 槽等の整備事業に対して、別に定める基準により 補助する。</li></ul>	県内全域

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のため、次の事業を行う。

事 業 名	事	業	内	容	市町名
子育て支援 や高齢者等 の保健・福 祉の施設整	○ 認定こども園等 認定こども園等 定めるところによ	等の施設整備	事業に対	・して、予算の	県内全域
備	<ul><li>○ 放課後児童クラ 放課後児童クラ の定めるところに</li></ul>	ラブの施設整	を備事業に	対して、予算	県内全域
	○ 地域密着型サー 小規模特別養詞 プホーム等の施詞 るところにより初	護老人ホーム 安整備事業等	、認知症	高齢者グルー	県内全域
	○ 地域介護・福祉 高齢者施設等の 耐震化改修・大夫 備の整備等につい 助する。	の防災・減災見模修繕や非	対策を推 常用自家	進するため、 発電・給水設	県内全域
	○ 障害者支援施設 社会福祉法人等 備事業に対して、 る。	等が行う障害	者支援施		県内全域

#### 8 医療の確保

過疎地域における医療の確保を図るため、次の事業を行う。

事 業 名	事 業 内 容
医師等の確 保	○ 看護師等修学資金貸与事業費(地域枠) 今後看護師不足が見込まれる地域(能登北部地域)における看 護師を確保するため、貸与金額を増額し、修業義務年限を緩和し た修学資金(特別枠)を貸与する。
	<ul><li>○ 自治医科大学負担金 自治医科大学の運営の円滑化に資するため、同大学の経常運営 費の一部を負担する。</li></ul>
	○ 緊急医師確保修学資金貸与事業費 地域医療を担う医師の養成及び確保を図るため、金沢大学医薬 保健学域医学類特別枠10人の入学者に対して修学資金を貸与す る。
	○ へき地医療拠点病院運営費補助金 知事の指定を受けたへき地医療拠点病院が実施する無医地区へ の巡回診療やへき地医療診療支援システムの運営に要する経費の 一部を補助する。

#### 9 集落の整備

集落の整備を図るため、次の事業を行う。

事 業 名	事	業	内	容		市町名
集落の適正 規模及び配 置	○ 空き家情報整 市町の空き 調査に係る費用	アバンク情報	最を充実され		空き家	県内全域

#### 10 地域文化の振興等

地域活動の促進等を図るため、次の事業を行う。

事	業	名	事	業	内	容	市町名
担V成	い手の	)育	○ コミュニティ 地域におけ 域社会の健全 対して、予算	るコミュニラな発展に資す	ティ活動の	充実を図り、地 施設整備事業に	県内全域

#### 11 再生可能エネルギー導入の推進

水や森林資源が豊富であり、奥能登を中心に風況もよいことから、これらの地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を推進していく。

## 12 過疎地域に対する行財政上の援助

過疎地域に対する行財政上の援助に係る制度又は措置は、次のとおりである。

# ○ 産業の振興

事業名	事    業    内    容
1 中山間地域等 直接支払事業費 補助	中山間地域の中でも傾斜等生産条件が特に不利な農地で、 生産活動を行う農業者の組織する団体等に対し、別に定める 基準により交付金を交付する。
2 多面的機能直 接支払事業費補 助	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等の組織する団体に対し、別に定める基準により交付金を交付する。
3 環境保全型農 業支援対策事業 費補助	農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みと合わせて行う生物多様性保全等に効果の高い取り組みに対し、別に定める基準により交付金を交付する。
4 県単土地改良 事業費補助	生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備事業に対して、別に定める基準により補助する。
5 離島漁業再生 支援事業費補助	輪島市舳倉島における漁場管理活動や藻場保全などの漁業 集落活動に対して、別に定める基準により補助する。
6 能登の里海藻 場保全対策事業	輪島市の沿岸海域で海女達が行う藻場再生への活動に対して地元市とともに支援し、海女漁の経営安定、能登の里海の 景観・環境を保全する。
7 漁業経営構造 改善事業費補助	沿岸漁業の構造改善の推進を図るため、増養殖施設、流通 等改善施設等、漁村環境条件の改善に必要な施設の整備に対 して、別に定める基準により補助する。
8 県単漁業構造 改善事業費補助	沿岸漁業の構造改善の推進を図るため、増養殖施設、流通 等改善施設等、漁村環境条件の改善に必要な施設の整備や機 器のみの整備に対して、別に定める基準により補助する。
9 並型漁礁設置 事業費補助	市町が計画するコンクリートブロック等の耐久性構造物を 海底に設置し、小規模な魚礁漁場を造成する事業に対して、 別に定める基準により補助する。
10 ふるさと漁村 づくり事業費補 助	漁業生産基盤の整備促進を図るため、漁港漁場整備法に基づく指定区域以外の船溜等施設の整備に対して、別に定める 基準により補助する。

# ○ 地域における情報化

事 業 名	事業内容
1 地域 I C T 利 活用広域連携事 業	複数の自治体が広域連携し、ICTの利活用を通じて、公 共分野(医療、介護、福祉、防災、防犯など)の喫緊課題の 解決に資する取り組みについて、国の委託事業として実施す るにあたり支援を行う。

## ○ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

<u>○ 1月 (秋知 4 座</u>	床、同即有等の床庭及の個性の同工及の項连
事 業 名	事業内容
1 多子世帯保育 料無料化事業費 補助金	多子世帯の経済的負担を軽減するため、0歳~2歳児に係る第2子以降の保育料の無料化を実施する。
2 病児・病後児 保育利用料無料 化補助金	多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の病児 ・病後児保育利用料の無料化を実施する。
3 多子世帯放課 後児童クラブ利 用料支援事業	多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の放課 後児童クラブ利用料の無料化を実施する。
4 プレミアム・ パスポート事業	多子世帯の経済的負担を軽減するため、協賛店舗で提示すると割引等の特典が受けられるパスポートを発行する。
5 介護保険制度 利用者負担軽減 事業	訪問系・多機能系介護サービスの介護報酬単価が15%加算される過疎地等の低所得者に対する利用者負担軽減助成を行う。

#### ○ その他の行財政措置

○ その他の行財政	
事業名	事業内容
1 自治振興資金 の貸付	過疎地域の市町が実施する過疎対策事業等に対して「石川 県自治振興資金貸付基金条例」の定めるところにより資金の 貸付を行う。 貸付利率 政府資金利率の3分の2 償還期間 11年(うち据置期間1年)
2 石川県市町振 興助成交付金	過疎対策事業等に貸付けられた石川県自治振興資金貸付金の毎年度の償還金の3分の1を「石川県市町振興助成交付金要綱」に基づき財政補給し、過疎地域市町等の振興に資する。
3 都道府県過疎地域等政策支援員	過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、過疎地域等を有する市町からの要望に基づき、必要に応じて県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する。 (要件) ・ 過疎地域その他の条件不利地域(山村、離島、半島)を有する複数の市町への支援であること。 ・ 市町の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援業務に従事すること。
4 再生可能エネ ルギー導入支援 融資制度	中小企業による再生可能エネルギー発電設備等の導入を支援するための融資制度。 <融資対象> 再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等)を利用した発電設備等を設置し、発電事業等を行う中小企業者  <融資条件> ・限度額:2億円(うち運転資金2,000万円まで)・利率:1.60% ・期間:15年以内(うち据置期間2年以内)